

電話勧誘販売に関する 受信拒否の意思登録システムが オープンしました！



受信拒否の意思を登録してください！
消費者と事業者の協同利益を実現します。





ア．電話勧誘販売に関する受信拒否意思の登録システムとは？

消費者が、電話勧誘販売について受信拒否をする意思を登録するシステムです。
消費者がウェブサイトを通じて受信拒否の意思を登録すると、事業者は受信拒否の有無を照合して、所有している消費者リストからその消費者の電話番号を削除しなくてはなりません。

受信拒否の照合は、最低 30 日に一回実施しなくてはならず、照合をしなかった場合は法的措置が取られるのでご注意ください。



イ．関連法規

訪問販売法第 42 条第 2 項

電話勧誘販売をする者は、電話勧誘販売をしようとする場合、大統領令で定めるところに従って登録システムにおいて消費者の受信拒否についての意志登録の有無を確認せねばならず、電話勧誘販売の受信を拒否する意思を登録した消費者に電話勧誘販売をしてはならない。但し、電話勧誘販売業者が、総理令で定めるところに従って、消費者から個別の同意を受けた場合はその限りでない。

訪問販売法施行令第 49 条（電話勧誘販売に関する受信拒否意思の確認方法など）

本法第 42 条第 2 項の本文に基づき、電話勧誘販売をしようとする電話勧誘販売者は、**本法第 42 条第 1 項**に基づく電話勧誘販売に関する受信拒否の意思登録システム（以下、本条において「登録システム」という）に公正取引委員会が確認して掲示した消費者の電話勧誘販売の受信拒否の意思を、最低月に 1 回確認しなければならない。

公正取引委員会は、**本法第 42 条第 4 項**に基づき、登録システムの運営を委託する機関または団体を選定する場合には、関係分野の専門家の意見を聞き、次の各号の基準をすべて満たす機関または団体の中から選定する。

1. 登録システムの運営に必要な法律知識および電算知識を備えた専門人員を有していること。
2. 登録システムの安定的運営と個人情報の保護に必要な電算設備などの物的施設を備えていること。

訪問販売法施行規則第 24 条（受信拒否の意思確認の例外）

本法第 42 条第 2 項の但書に基づき、電話勧誘販売業者は、電話勧誘販売の対象と方法、電話勧誘販売の受信同意の撤回方法などを消費者に告知し、前もって同意を受けた場合にのみ、電話勧誘販売の受信拒否の意思登録システムで消費者の電話勧誘販売の受信拒否の意思を確認せずに電話勧誘販売を行うことができる。

詳しい事項は関連のリンクをご確認ください。



ア. 事業者の認証手続き

- 1) ホームページ (<http://www.donotcall.go.kr>) にアクセスします。
- 2) 上段の「事業者」メニュー、または画面にあるボタンを選択します。



- 3) 事業者の基本メニューである「受信拒否の照合」へと移動します。
- 4) 「事業者登録番号」を入力した後、「事業者情報の確認」のボタンを押します。



5) セキュリティ警告のポップアップが開いたら「許可」ボタンを押します。

法人認証書に関連するプログラムをインストールします。
法人認証書プログラムがインストールされていない場合は、事業者メニューの機能を利用することはできません。



6) **法人認証書**を選択してパスワードを入力した後、確認ボタンを押します。





- 7) 認証が完了したら、「追加情報の管理」画面に移動します。
- 8) 追加情報の管理画面で、受信可能なメールアドレスとショートメッセージを送るための携帯電話番号、販売分類 を選択した後、保存 をクリックします。

事業者追加情報は、消費者の釈明要請や申告にともなうメッセージを受信するためのものなので、必ず確認可能な情報を入力しなくてはなりません。

事業者

- 受信拒否の照会
- 受信拒否の照会履歴の照会
- 釈明の管理
- 申告の管理
- 自社事件の統計
- 照会プログラムのダウンロード
- 追加情報の管理**

追加情報の管理
事業者情報を入力・修正することができます。

注 1

ホーム > 事業者 > 追加情報の管理

事業者の基本情報

商号名	事業者登録番号
代表者	電話番号

事業者の基本情報が実際の情報と異なる場合、担当の自治体を通じて修正・問い合わせして下さるようお願いします。

事業者の追加情報

メールアドレス	<input type="text"/>
SMS	<input type="text"/> 連絡可能な担当者の連絡先
販売分類	携帯電話/インターネット/通信

1

2 保存

注 1) 「事業者の基本情報」は、担当自治体を通じて登録された情報です。登録されていない事業者の場合は、担当自治体を通じてシステムに登録をお願いします(登録処理に 2 日ほどかかります)。

イ．受信拒否の照合

電話勧誘販売をする業者は、訪問販売法第 42 条に依拠して 30 日に最低 1 回、受信拒否の照合を行わねばならず、照合を行わなかった場合には不利益をこうむることがあります。

受信拒否の照合とは、業者が保有している消費者の電話番号リストをシステムにアップロードした後、照合することを通じて受信拒否をしている消費者の項目を除いたデータの提供を受けることができるものです。

- 1) 上段メニューの「受信拒否の照合」、または「受信拒否の照合」のボタンを押します。

電話勧誘販売に関する
受信拒否の意思登録システム
REJECT AN UNSOLICITED CALL SYSTEM

事業者セッション 消費者セッション・ホーム・利用案内・管理者・サイトマップ・画面の大きさ

1 消費者 事業者 お知らせ 政策資料 顧客参加

受信拒否の照合 受信拒否の照合履歴の照会 釈明の管理 申告の管理 自社事件の統計 照合プログラムのダウンロード 追加情報の管理

消費者
販売を目的にして無作為にかかってくる電話番号について
受信拒否の意思を登録することができ、違反業者の申告および
処理結果を確認することができます。

事業者
電話勧誘販売業を行うにあたり、受信拒否の意思を登録した
消費者をマーケティング目的で照合することができるので、関係
法令を順守した営業活動を行うことができます。

受信拒否の登録 受信拒否の照会および修正 釈明の要請

2 受信拒否の照合 受信拒否履歴の照会 釈明の登録

申告処理の事例 10月の申告処理事例です。 2013-12-12

お知らせ事項 受信拒否の照合現況

- ・言葉による暴力を禁止します。
- ・受信拒否の登録についてお知らせします。
- ・本システムを利用される前に
- ・消費者メニューを利用される前に
- ・事業者は追加情報を入力してください。
- ・システム点検のご案内

もっと見る

ポップアップゾーン

K-コンシューマー・レポートの新しい名前

比較共感

消費者トーク・トーク

関連法規 教育資料 登録事業者の現況



- 2) 受信拒否の照会へと移動し、照合するファイルを追加してから、「顧客リストのアップロード開始」ボタンを押します(ファイル追加 ファイル選択 顧客リストのアップロード開始)。

注1) 照合ファイルは必ずエクセルファイルの指定された形式に合わせねばならず、必要に応じてサンプルファイルをダウンロードすることができます。

2-1) 照合サンプルファイルの様式

順番：電話番号順に与えられた連番です。

照合リスト：消費者の電話番号リストです。

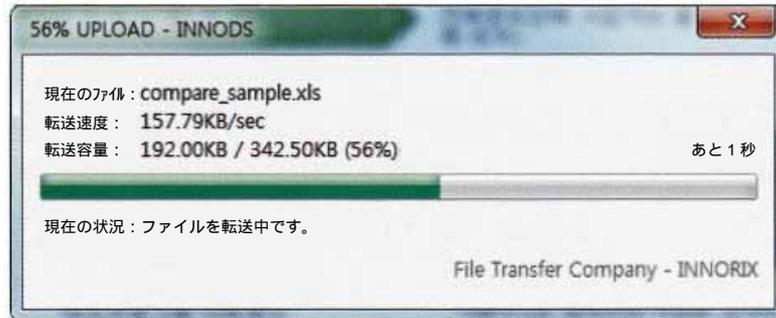
消費者電話番号リストは、必ず「シート 1」(名称は違って構わない)の「B」のセルの 2 列目以降に入れねばならず、この形式を守らなかった場合、照合が正常に行われません(照合形式を守らないことによって発生する不利益については責任を負いません)

図 1)

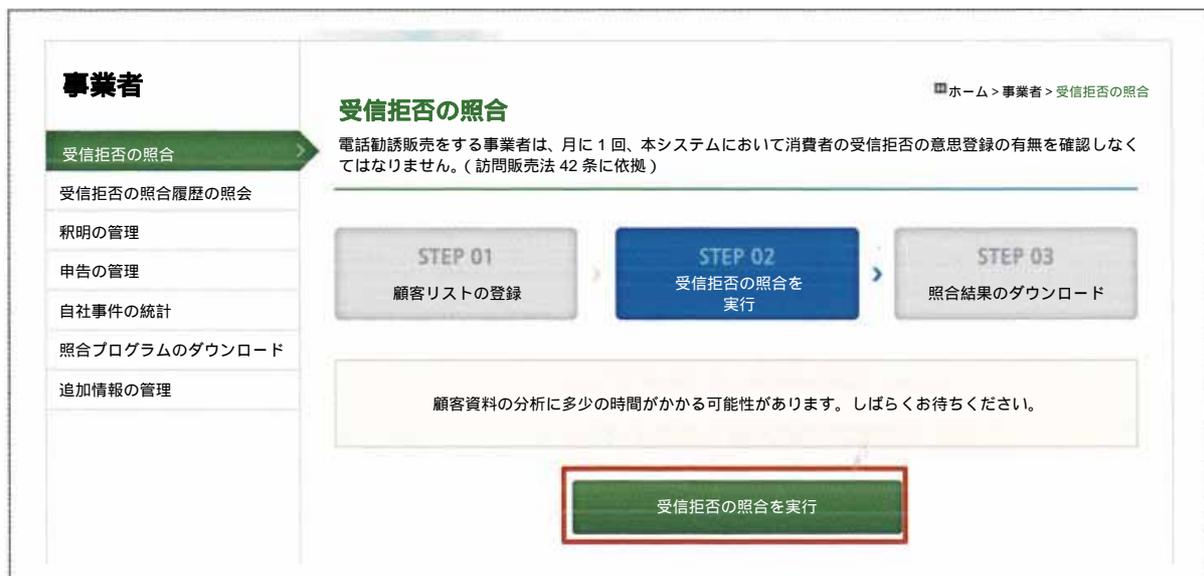
	A	B	C	D	E	F	G	H
1	順番	照合リスト						
2		1 01012341001						
3		2 01012341002						
4		3 01012341003						
5		4 01012341004						
6		5 01012341005						
7		6 01012341006						
8		7 01012341007						
9		8 01012341008						
10		9 01012341009						
11		10 01012341010						
12		11 01012341011						
13		12 01012341012						
14		13 01012341013						
15		14 01012341014						
16		15 01012341015						
17		16 01012341016						
18		17 01012341017						
19		18 01012341018						
20		19 01012341019						
21		20 01012341020						
22		21 01012341021						
23		22 01012341022						
24		23 01012341023						



3) ファイルのアップロードが行われます。



4) 「受信拒否の照合を実行する」ボタンを押します。



5) 受信拒否の照合が完了してから、照合結果をダウンロードすることができます。

事業者

受信拒否の照合

受信拒否の照合履歴の照会

積明の管理

申告の管理

自社事件の統計

照合プログラムのダウンロード

追加情報の管理

ホーム > 事業者 > 受信拒否の照合

受信拒否の照合

電話勧誘販売をする事業者は、月に1回、本システムにおいて消費者の受信拒否の意思登録の有無を確認しなくてはなりません。(訪問販売法42条に依拠)

STEP 01 顧客リストの登録

STEP 02 受信拒否の照合を実行

STEP 03 照合結果をダウンロード

業者名 様の受信拒否の照合が完了しました。

名前	容量
8812151000_20131213112841.xls	71.50KB

1 個体、71.50KB 添付

下のボタンをクリックすれば、照合完了リストをダウンロードできます。

受信拒否の照合結果をダウンロード

6) 照合結果をダウンロードする先を選択してから、「転送開始」ボタンを使ってダウンロードします。

DOWNLOAD - INNORIX

現在のファイル: 8812151000_20131213113210.xls

転送速度:

転送容量:

現在の状況: 転送開始ボタンをクリックすれば、ダウンロードが始まります。

保存場所: D:\W

ダウンロード先の変更

転送開始

File Transfer Company - INNORIX



ウ．受信拒否の照合履歴

受信拒否の照合履歴の照会では、検索条件によって自社の照合履歴を確認でき、照合にともなうアップロード件数とダウンロード件数、照合が成功したかどうかを確認することができます。

事業者

受信拒否の照合

受信拒否の照合履歴の照会

積明の管理

申告の管理

自社事件の統計

照合プログラムのダウンロード

追加情報の管理

ホーム > 事業者 > 受信拒否の照合履歴の照会

受信拒否の照合履歴の照会

電話勧誘販売をする事業者は、受信拒否の照合に関する現況を確認することができます。

『会社名』の受信拒否に関する照合履歴です。

全体 期間検索 2013-12-01 ~ 2013-12-31 検索

番号	照合した日時	照合した曜日	アップロード件数	ダウンロード件数	照合の状態
6	2013-12-13	金曜日	5000 件	1000 件	照合成功
5	2013-12-13	金曜日	5000 件	1000 件	照合成功
4	2013-12-11	水曜日	5000 件	1000 件	照合成功
3	2013-12-11	水曜日	4000 件	3000 件	照合成功
2	2013-12-11	水曜日	2000 件	1500 件	照合成功
1	2013-12-11	水曜日	3000 件	1000 件	照合成功

計: 6 個 (1/1 ページ)

エ . 釈明の管理

釈明の管理とは、消費者の釈明要請に対して釈明を登録することができる画面です。

釈明の要請とは、消費者と業者の円満な解決のために作られたもので、法的措置がなされません。

1) 釈明要請されたリストを検索条件に沿って照会することができます。

事業者

- 受信拒否の照会
- 受信拒否の照会履歴の照会
- 釈明の管理**
- 申告の管理
- 自社事件の統計
- 照会プログラムのダウンロード
- 追加情報の管理

釈明の管理

消費者から受け付けた釈明要請事件について釈明する画面です。

消費者から受け付けた釈明要請リストです。

全体 タイトル

番号	販売分類	タイトル	要請日時	釈明の状況
3	電気 / 電子製品	釈明要請をいたします。アンドユー情報通信	2013-12-12	釈明完了
2	電気 / 電子製品	受信拒否登録をしたのですが、販売電話が継続して...	2013-12-12	釈明要請
1	コンピューター / 周辺機器	(株)アンドユー情報通信に釈明を要請します...	2013-12-12	釈明完了

計 : 3 個。(1/1 ページ)



2) 釈明要請リストを選択してから、釈明要請の内容を確認し、回答を登録します。

14日以内に回答を登録しない場合、申告へと至る可能性があります。

事業者

- 受信拒否の照会
- 受信拒否の照会履歴の照会
- 釈明の管理**
- 申告の管理
- 自社事件の統計
- 照会プログラムのダウンロード
- 追加情報の管理

釈明の管理 ホーム > 事業者 > 釈明の管理

消費者から受け付けた釈明要請事件について釈明する画面です。

受け付けた釈明要請について釈明を登録することができます。

消費者からの釈明要請の内容

タイトル	受信拒否の登録をしたのに、販売電話がかかり続けているのですが？		
作成者	チョン・ギョヒョン	電話番号	01045531469
販売分類	電気 / 電子製品	釈明要請の登録日	2013-12-12

釈明要請の内容 何日も続けてかかって来ています。もう一度かかってきたら申告します。

釈明内容の入力

1

2

釈明内容を保存する 戻る